

# 市立島田市民病院 障害者活躍推進計画

機関名	市立島田市民病院
任命権者	島田市病院事業管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
市立島田市民病院における障害者雇用に関する課題	<p>市立島田市民病院においては、地域の医療を担う機関として医師をはじめ薬剤師、看護師、専門資格を有する技師や社会福祉士といった専門職を中心に構成された医療機関であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>通常の一般職員や会計年度任用職員の募集・採用時に事務職員などで、障害者である職員が若干名在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていないところだが、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
<b>目標</b>	
① 採用に関する目標	<p>○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>島田市が労働局へ報告している障害者の法定雇用率（2.5%）は、当院の障害者雇用者の人数が含まれているため、今後も障害者の雇用者数に減少がないよう、また事務系職員等への積極的な雇用に努める。</p> <p>障害雇用者数：4名（令和元年6月1日現在）</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年度、採用者及び全職員に対し障害者手帳の有無など、障害者であることの申告を呼びかける。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討する。</p>
② 定着に関する目標	<p>なし。</p> <p>※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。</p>
<b>取組内容</b>	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>（組織面）</p> <p>○障害者雇用推進者として病院総務担当課長を選任する。（令和2年1月に着任済）</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務（障害者雇用数5名以上）が生じた場合には、3か月以内に選任する</p> <p>（人材面）</p> <p>○労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習の受講。</p> <p>○障害者雇用セミナー、障害者雇用職場見学会など労働局や公共職業安定所が開催する公務部門向け研修会への参加。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障害者より従来の業務遂行が困難となった相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

## 市立島田市民病院 障害者活躍推進計画

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li><li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li><li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li><li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li><li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li></ul> <p>○募集に当たっては、福祉系大学への案内送付や訪問による連携を強化する。</p>
4. その他	<p>○近隣の特別支援学校からの職場体験の受け入れ。</p> <p>○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>